

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針（令和4年度改定版）の概要

ツシマヤマネコ保護増殖連絡協議会

（環境省九州地方環境事務所・林野庁九州森林管理局長
崎森林管理署・長崎県県民生活環境部自然環境課・長崎
県対馬振興局・対馬市・対馬市教育委員会）

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針とは

ツシマヤマネコは絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）によって国内希少野生動植物種に指定されており、保護に関する基本的な方針は、「ツシマヤマネコ保護増殖事業計画（平成7年、環境庁、農林水産省告示）」に示されています。

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施方針は、ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき、ツシマヤマネコ保護に関する取組の進捗状況と課題の整理を行い、行政としてのツシマヤマネコ保護の全体像と今後の具体的な目標、方針をとりまとめたもので、平成22年3月に策定され、平成27年5月に第1回目の改定を行い、その後はこの方針に沿って各種取組が進められています。

令和2年3月に公表されたツシマヤマネコ第五次生息状況調査（以下、第五次調査と呼びます）の結果では、上島については2010年代前半からほぼ全域に生息しており、メスの生息確認地域は増加しました。地域区分によって密度の増減はあるものの全体としての密度や定住個体数には大きな変動はありませんでした。また、下島では分布域が拡大し、上島との境界域ではメスの生息も確認されました。それに伴って生息頭数も増加していると考えられますが、個体が定住しているかどうかは不明です。以上の結果を総合すると、2010年代後半には全体としての生息状況に減少傾向は見られず、改善している可能性もあると考えられました。

このため、最新の生息状況及び各種保全対策の進捗状況を踏まえて、第2回目の実施方針の見直しを行いました。

この実施方針の具体的な活用方法は以下の通りです。

- 関係主体が保全対策等を行う際の実践の手引
- 普及啓発の材料
- 行政が事業を実施する際にツシマヤマネコ保護に配慮するための資料
- 今後の地域住民を含めた行動計画の検討材料

【本実施方針における地域表記の区分】

本実施方針では万関瀬戸以北を上島、以南を下島と区分しました。

また第四次調査以降、ツシマヤマネコの移動を制限すると考えられる尾根を基準に対馬全島を107に区分し、生息状況の評価単位及び保全単位として用いています。

ツシマヤマネコ保護増殖事業実施の目標

達成時期		達成目標
短期	5年後 2026 (R8) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・推定個体数が増加する ・上島での繁殖確認地域が拡大する ・上島中南部など低密度地域で生息密度が増加する ・下島でのメスの確認地域が増加する
中期	15年後 2036 (R18) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・下島での分布の拡大の継続 ・上島全域及び下島の一部で繁殖可能な状態となる ・上島・下島間での個体の移動分散
長期	30年後 2051 (R33) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・対馬の全域に生息し、上島・下島ともに継続して繁殖が行われる状態となる
最終		<ul style="list-style-type: none"> ・自然状態で安定的に存続できる状態となる

保全対策の基本的な進め方

1. 生息域内保全では、ニホンジカ・イノシシ対策等による生息環境の維持・改善、交通事故対策、野外における生息状況の把握等を行う。
2. 生息域外保全では、生息域内保全を補完するものとして、保険個体群の確立及び適正な管理・維持を行うとともに、野生復帰技術開発個体を育成する。
3. 野生復帰技術開発では、補強や再導入を目的とした野生復帰事業が必要な場合に備え、野生復帰技術開発個体を用いて野生復帰に関する技術開発を進める。
4. 野生復帰事業を実施する場合に備え、必要とされる状況や実施条件等の整理を行う。
5. ツシマヤマネコと共生する地域社会の実現を目指して、ツシマヤマネコの保護と経済の活性化や地域振興の両立に向け、各種取組との連携を図る。
6. 島内外においてツシマヤマネコの種の保全や生物多様性についての普及啓発及び環境教育を展開し、ツシマヤマネコ保護増殖事業の推進を図る。
7. 市民団体、研究者、動物園、行政等、関係者が連携し、科学的知見に基づく順応的管理を行うとともに、各種対策の検討・実施の基礎となる調査研究を推進する。

【事業実施状況の評価及び本方針の見直し】

本事業の実施にあたっては、事業の目標を設定し、仮説を立てて事業を計画、実施し、科学的に結果を検証し、フィードバックするという順応的管理手法を用いる。

本実施方針の内容については、達成状況の評価結果に応じて概ね5年毎に見直すこととし、達成状況は、全島的な生息状況調査を5年毎に行い、評価する。

各種保全対策の内容

(1) 生息域内保全

- ① 生息環境の保全、改善
 - ・ 大規模な開発行為との調整
 - ・ 保護エリアの指定、管理
 - ・ 良好な生息環境の維持、再生
 - ・ 関連制度との連携
- ② 交通事故対策
- ③ 傷病個体の保護・野生復帰、死亡個体の回収
- ④ 錯誤捕獲防止対策
- ⑤ イエネコ対策
- ⑥ イヌ対策
- ⑦ ニホンジカ・イノシシ対策
- ⑧ ツシマヤマネコの生息状況等の把握
 - ・ 全島的な生息状況調査
 - ・ 生息状況のモニタリング
 - ・ 下島での詳細な生息状況の把握
 - ・ 個体群動態の把握
 - ・ 個体の健全性の把握等
 - ・ 好適生息環境の把握、生息環境の評価
 - ・ 各種保護対策の実施結果の評価

(2) 生息域外保全

- ① 飼育下個体群の確立と維持：飼育下個体群管理方針に基づく飼育下個体群の維持
 - ・ 保険としての飼育下個体群の維持
 - ・ 科学的知見を収集、解析し、生息地での保護対策への応用
 - ・ 保護増殖事業の推進に資する全国的な普及啓発
 - ・ 野生復帰技術開発又は野生個体群の補強や再導入に求められる要素を備えた個体の育成
- ② 飼育下での知見の収集
- ③ 必要なファウンダーの確保
- ④ 繁殖補助技術の確立

(3) 野生復帰技術開発

飼育下で繁殖した個体を野生復帰させることが可能となるような技術開発及び体制を構築する

(4) 野生復帰事業

生息域内への補強や再導入が必要とされる状況並びに想定される野生復帰手法に基づく実現可能性等を整理するとともに科学的知見の集積並びに手法の確立を目指す

必要に応じて実施

(5) ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり

地域の経済活動とツシマヤマネコの保護を両立して地域活性化を図る取組を進め、ツシマヤマネコと共生する地域社会を実現する。

(6) 普及啓発、環境教育の推進

広く住民に理解してもらうため、様々な取組を関係機関、団体等と連携し行う。また、全国から協力を得るために、全国に向けての普及啓発も行う。さらに国外への情報発信を行う。

(7) 科学的な検討及び多様な主体との連携

- 1) 科学的な検討
- 2) 関係行政機関の連携
- 3) 多様な主体との連携
- 4) 行動計画の策定

今後5年間の重点取り組み

(1) 生息域内保全

- 生息密度の高い地域区分についてはその維持向上に努め、低い地域区分については特異な要因の有無を確認し、必要に応じた対策を講じる。
- 交通事故発生後の速やかな通報及び保護収容による死亡率の低減を図り、地域住民及び来島者（主にドライバー）への普及啓発を強化する。
- 専門家の意見をふまえ、イエネコ対策の方向性をとりまとめるとともに、ノラネコ及びノネコの新たな発生を防止するため、住民への普及啓発活動等を強化する。
- 対馬におけるニホンジカの分布状況について把握し、効率的なニホンジカの管理（捕獲）を可能とする調査及び解析手法並びに体制を構築する。
- 生息状況のモニタリングを継続し、急激な生息状況の悪化等の状況変化や好適生息環境の把握に努めるとともに、各種保全対策の効果等についての評価手法を確立し、これまでに行われた取組を評価する。
- 生存を脅かすおそれがある各種感染症についての情報収集に努め、必要に応じ検査項目の追加等の対策を講じる。

(2) 生息域外保全

- 飼育下において複数ペアの自然繁殖が毎年継続するよう、引き続き、繁殖及び飼育管理に関する知見を収集するとともに、飼育下繁殖技術の向上に努める。
- 人工授精及び配偶子保存技術の向上に努めるとともに、体外受精等の新たな繁殖手法の技術導入について検討する。
- 野生個体群への影響を考慮のうえ、必要に応じファウンダー候補の飼育下個体群への導入について検討するとともに、個体の導入によらない手法として、野生個体から採取した精子を用いた人工授精の技術確立を進め、一時収容個体を繁殖後に放獣する手法等の実施条件を整理する。

(3) 野生復帰技術開発

- 「第2次ツシマヤマネコ野生復帰技術開発計画」の策定

(4) 野生復帰事業

- 実施に関する判断基準及び条件とともに、想定される野生復帰手法について整理する。
- 個体の人為的な導入による影響の評価方法を整理する。

(5) ツシマヤマネコと共生する地域社会づくり

- 既存の取組の科学的な評価、効果的な取組手法をまとめたハンドブックの作成などを進め、関係機関や団体と情報を共有する。

(6) 普及啓発、環境教育の推進

- 既存の取組の成果及び効果进行评估し、効果的な取組手法をまとめたハンドブックの作成などを進め、関係機関や団体と情報を共有する。

(7) 科学的な検討及び多様な主体との連携

- 優先的取組が必要な対策について、関係者の協働により行動計画を作成する。